学制制定期における徳教思想

──近代日本教育思想史研究──

川 瀬 八 洲 夫

Yasuo Kawase

The Thought of Tokuiku Kyōka in establishing Period of Gakusei

──A study of modern educational thought in Japan──

Instead of Tokugawas Government, Meiji new system was come in existence by The Restoration in 1868. Accompany with it, the formating the ideology of national Vnity to substantiate the new order was eagerly expected.

A Center of the formation of the ideology of national unity was to adjust the Confucian ethicsin pluralistic conception in Tokugawa period, and to centralize it in the public Royalty and Private devotion in the background of imperial confucianism.

A thought of Tokuiku Kyōka in the early period of Meiji was one of the moving of the formation of the ideology of national unity and Practical movement from the order.

In this report I will deal with the characters in the Thought of Tokuiku Kyoka in the eary Meiji.

(1)

維新により幕藩体制にとって代って明治新体制が成立したのであるが，それにともなって何よりも新体制の制度的組織的整備とそれを裏づけるための統一思想の確立が望まれたのであった。維新期における統一思想形成の焦点は近世幕藩体制における支配的規範倫理であった儒教倫理を国民形成という観点からその多元的性格を克服しつつ，尊皇主義的な思想基盤の上に，公的忠誠心と私的敬虔に一元化しようとするところにあった[1]といってよい。こうした統一思想を形成するに際しての現実的客観的状況は色川氏の指摘する如く[2]一様なものではなかった。というのは維新に際して「大政奉還」といっても武士階級の忠誠心は旧藩主，将軍への志向を持っており，このことから尊皇主義的に一元化することは容易ではなかったこと。また維新がその遂行のエネルギーを一部武士階級にだけでなく民衆一般に向けている以上，民衆の動向がとりわけ重要であったわけであるが，彼等の規範倫理もこれまた尊皇主義的レベルから遠いものであったこと。それにもかかわらず，明治新体制の強固な中央集権体制を確立し，統一国家形成のために国民形成を急がなければならなかったこと。またそのための統一思想，その中核になるシンボルを必要とし，その形成に意を払わなければならなかったこと。等々の事情は決して一様なものではなかったのである。

新体制は欧米列強との対抗のために，政策的に，近代化を急いだのであるが，その基本政策は富国強兵策であり，文明開化策であった。文明開化策は，新体制の文化政策の基本であったが，その

中枢に，教育施策を持つといってよいだろう。この教育策の面では欧化主義的な観点から施策がすすめられ，1872（明治5）年欧化主義的な観点から「学制」が定められたのであった。「学制」の欧化主義，開化主義の思想は「自今以後一般の人民 華氏族農工商及婦女子 必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」等を中心とする平等主義普遍主義，「専ら勤むべきは人間の普通日用に近き実学」「学問は身を立てるの財産」等の実学主義，あるいは知識主義個人主義的な視点から起草されている学制前文「被仰出書」に明らかにされていることである。この思想への到着は単一な過程ではなかった。これは，維新以降の思想的主導権への，国学神道儒学洋学等の思想的抗争が示すことからも理解される。しかし「学制」の欧化主義に貫ぬかれた諸精神が支配的であるのはわずかな期間にしかすぎなかった。学制期における実学主義知識主義個人主義的な開化思想が「知識才芸ノミヲ尚ビ」「文明開化ノ末ニ馳セ，品行ヲ破リ，風俗ヲ傷フ」ものとして排撃され，それに代って「君臣父子ノ大義」を重視する尊皇主義的儒教主義を中核にした徳教思想に中心が置かれはじめたのは明治10年代も初頭においてである。以後この徳教思想は「教学大旨」以降，教育議論争，徳育論争，修身教授の重視，軍人勅諭の成立等をめぐって，その性格が尊皇主義的儒教主義のものとして規定されていくものであった。こうした規定的思想は尊皇主義的儒教主義を基底にしたものであったが，学制制定期において，学校教育の目的が平等主義，普遍主義，実学主義，知識主義的であったにも拘らず，同じ時期にすすめられていた民衆教化の思想（徳教思想）と同一の思想的系譜でのものであった。明治10年代の徳教思想はいわば明治初年代の教化思想と一体化的性格を持っていたといってよいだろう。本稿では思想的性格としての教化思想の考察を試みているものであるが，この教化思想の実践的側面としての，具体的な民衆レベルで行なわれた教化活動は，教化思想の思想構造の究明に重要な意味を持つものであるが，これらの問題は今後の課題として残されているものである。

（2）

1871（明治4）年7月廃藩置県の断行によって制度的組織的に中央集権体制が確立され，全国的な統一行政を可能にしたのであった。教育政策レベルにおいて，まず，同年7月18日に至って「太政官布告」（「大学ヲ廃シ文部省被置候事」）が出され，文部行政の要としての文部省の設置を見るに至った[3]ものである。そしてその長としての文部卿は「本省及附属諸管各区督学局大中小学校ノ官員ヲ統率シテ其事務ヲ督理ス」ること「全国ノ人民ヲ教育シテ其道ヲ得セシムルノ責ニ任ス」こと等[4]の権限を与えられて，当面の教育諸策に当ったのである。当時の開化的状況が鮮明になるのに応じて文部省は同年12月に設けられることになった直轄の小学校及洋学校に関する「達」を出し，そこで，教育の開化主義的態度を明確に打ち出したのであった。「達」は「開化日ニ隆リ文明月ニ盛ニ人々其業ニ安シ其家ヲ保ツ所以ノ者各其才能技芸ヲ生長スルニ由ル是学校ノ設アル所以ニシテ人々学ハサルヲ得サル者ナリ……中略……人民タル者モ亦自ラ奮テ其才芸ヲ生長スル事ヲ努メサル可ラス」[5]と述べて，欧化主義的観点から教育制度の組織的制定の意向を明らかにしたのである。かくて同年12月には早々に12名の学制取締掛を定め，学制制定へと歩を進めたのである。取調掛には箕作麟祥（文部省博士），岩佐純（従五位）内田正雄（編輯助）長炗（従六位）瓜生寅（文部少教授）木村正辞（編集権助）杉山孝敏（正七位）辻新次（従七位）長谷川泰（文部大助教）西潟訥（文部大助教）織田尚種（文部少録）河津祐之（編輯助）等があてられたが，これらのうち箕作・内田以下大多数が洋学者であった[6]。学制制定への努力は急速に進められ，ついに1872（明治5）年8月に至って「学制」は発布されたが，その精神は「学制」の前文「被仰出書」に示される如く開明的

精神に貫ぬかれ，平等主義，普遍主義，知識主義，実学的個人主義の観点から明示されているものであった。こうした性格のものゆえに，尊皇主義的儒教主義者に「其言ゥ所専ラ治産昌業ノミヲ主トシテ，一モ忠孝仁義ノ事ニ及ブ者ナシ」と非難される程であった。

こうした開明的精神の下で急速に形成されてきた学制制定期において，開化主義的精神に基底をもった平等主義，普遍主義的精神とはうらはらに所謂等質的国民統合をめざした民衆教化政策として一大教化運動としての民衆教化活動があったのである。こうした動きに先だって維新以降学制令期にみる開明的精神が支配的になるに至るまでの指導的な教育思想はいかなる性格のものであったろうか。

維新期の指導的教育思想生成の思想母胎として明治維新の指導的思想は，儒教的名分論に基づいた（古代的権威をもつ皇室を君臣関係の最高表現として尊崇すべきことを主張する）尊皇論とわが「神州」を侵略する意図をもつ「夷狄」を撃攘しようとする攘夷論とであったといわれるが[7]，とりわけ近世をつらぬいて存在してきたものが情勢変化とともに新しく生かされて，それこそ溌溂と生きて人々を動かすようになった尊皇思想であった[8]。それは具体的に維新の王政復古に思想的に貢献したのは矢野玄道，玉松操，亀井妶監，平田鉄胤等の国学者達であった[9]ことにあらわれていよう。こうした彼等はまた教育施策においても中心的人物でもあった。1868（明治元）年２月に矢野玄道，平田鉄胤，玉松操等は学校制度の調査の命を受け，調査検討し彼等流の思想をもった学校制度を企画したのであった。それが「学舎制」といわれる教育機関であった。この「学舎制」はきわめて復古的な性格を持つものであったが，まず中心学科の本教学には神典，皇籍，経伝などをもってしたのであるが，これらはいうまでもなく皇道主義的思想を中心にしてのものであった[10]。さらにこうした皇道主義的精神をより鮮明にして組織しようとしたのは同年９月の皇学所（及び漢学所）の設立においてである。皇学所開設に当って，その規則には「国体ヲ弁シ名分ヲ正スヘキ事，漢士西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タルヘキ事」等10カ条があげられ，皇道を枢軸として，漢士西洋の学をその羽翼たらしめることが明示さた[11]のであり，その学科は「学舎制」における外蕃学を除く他のものをもって構成しており，教官は前述の平田，矢野，玉松を中心とする十数名をもって当って[12]いるのである。その精神は皇学所規則「学政之事」(1868～明治元年～12月10日）に如実に示される如く，皇道主義的なものであった。これは「明詔之御聖旨を能く奉体認達材成道して異日国家の御大用に可相成日夜刻苦勉励勿論之事皇道を遵奉し孔教及外国之方策にも身力及ぶ限り該博貫通可致事　近くは人習うて綱常倫理を明にし修身治国の要務を精察して遠くは神習うて神聖の閫奥幽顕の玄妙を窮可致事　大宮の礼記春秋朔望無懈怠崇奉可致事文武の道悉実用実効を主に可致事　三聖御国忌は格別謹慎可罷在事　内外本末の分を相談申すましく立志専一之事　学術は高明正大を主とし私党相立ましき事　学方は羽倉東磨岡部真淵本居宣長平田篤胤をて本宗とし其他諸家末書を博折衷可致事」[13]と述べて，皇学所の精神を真淵，宣長，篤胤等の国学者を中心にした皇道主義においているものであって，更に人習って綱常倫理を明らかにし修身治国を標榜する儒教理念を以てしているのである。さらに同規則「素読寮之掟」には「毎日此宮に入て学問する人神皇及父母の大恩を勿論五教のことかりそめにも忘るべからざる事，官中にては貴賤ともに同胞のごとく温恭を先とし礼節を正して虚心もて交遊可致事」[14]とあって儒教主義的倫理と態度が具体的生活規範として設立され，その実践が要求されているのである。更に以下同規則「獨者寮之掟」「教官之掟」「得肝要之事」等全体に貫ぬかれているものは神皇の遵奉と生活・学問における儒教主義倫理であったのである。この皇学所（及び漢学所）は1869（明治２）年９月２日京都大学校建替の名分で廃止になる[15]のではあるが，その精神は同年６月15日の「達」で設けられた[16]大学にも引きつがれているものとして

みてよいのである。大学は昌平学校，開成所及び医学校を綜合してできたのものであるが，その精神は「達」によれば，まず大学の目的は「神典国典ニ依テ国体ヲ弁ヘ兼而漢籍ヲ講明シ実学実用ヲ成ヲ以テ要トス」[17]ということにおかれており，更に「蓋神典国典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ国体ヲ弁スルニアリ　乃チ皇国ノ目的学者ノ先務ト謂フヘシ漢士ノ孝悌彝倫ノ教治国平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ学亦皆是斯道ノ在ル処学校ノ宜シク講究採択スヘキ所ナリ」[18]と示される如く，中心的思想は尊皇主義的国学におかれ漢学と西洋学はその羽翼と位置づけられているのであった。しかし翌1870（明治３）年２月になると逆に開化精神が頭をもたげてくることになり，その後次第に強くなっていくのである。更に翌1871（明治４）年７月には既述の太政官布告が出されるに及んでこの大学も廃止されて文部省が設置されることになったのである。かくして教育における開化政策はてこ入れされ，一層強められるのであった。こうした状況下，開化精神とはうらはらに等質的国民統合をめざす，民衆教化活動が強力に，組織的に進められることになるのである。その思想は徳育教化思想とし固められつつあった。これは開化的精神によって抑えられ，教育の表面からは消え去った，先に述べた「学舎制」「皇学所」の皇道思想を基底にしたものであって，神道と結託しつつ，民衆教化運動として展開されていくのである。

さてこの民衆教化活動は，具体的に1870（明治３）年初め頃から1873（明治６）年頃までの最盛期を経て1877（明治10）年１月教部省の廃止によって直接教化運動の挫折に至るまでの一大運動であったのである。

まず1870（明治３）年１月，民衆教化のために政教一致の目的をもって，「大教宣布」の詔が，神祇省における宣教使開講式において発せられたのである。この詔は復古主義者である常世長胤，小野述信，江藤信平等の策謀の下になされたといわれ，その内容は次の如き精神を有しているものであった。「朕恭惟，天神天祖立極垂統，列皇相承，継元述元。祭政一致，億兆同心，治教明于上，風俗美于下。而中世以降，時有汚隆，道有顕晦，治教之不洽也久矣。今也，天運循環，百度維新，宜明治教，以宣揚惟神之大道也。因新命宣教使，以布教天下。汝群臣衆庶，其体斯旨。」[19]これによって見る如く皇道主義をもって政教一致の，惟神（かんながら）の大道をおしすすめ，国民教化に当ろうとする意図を鮮明にしているのである。この大教の趣旨について具体的1871（明治４）年７月に諸藩に対し「大教ノ旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ億兆ヲシテ其心ヲ正シクク其職ヲ効シ以テ朝廷ニ奉事セシムルニアリ教ノ以テ之ヲ導クフトナケレバ其心ヲ正シクスルコト能ハス政ノ以テ之ヲ治スルコトナケレバ其職ヲ効スコト能ハス且教ト政ト相須テ行ハルル所以ナリ。……中略……。感発奮興シ神賦ノ知識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ神明ヲ敬シ其恵顧ノ洪恩ニ負カス……」[20]と「達」を出し，教化の目的を神明を敬し，人倫を明らかにして国民をして皇室に奉事させることにすることを明らかにしているのである。こうした思想をもった「大教」を（教化活動の直接的任務を負わされているのは宣教使であったが），この宣教使に対してはきびしい規制を課し，彼等に宣布に鋭意専念することを要求しているのであった。このことは神祇官より出された「宣教使心得」(1870年：明治３年：４月23日）に示されているのである。この「心得」は「1. 己ヲ修メテ然モ後ニ人ヲ教フヘク己ヲ正クシテ然ル後ニ人ヲ正スヘシ是故ニ其身ニ於テ真ニ皇祖ノ大道ヲ照明ニシ真ニ皇祖ノ大教ヲ尊信シ死生不惑神明ニ依頼シ我カ言行ヲ敬神シ身ヲ以テ天下衆庶ノ先導タランコトヲ志願ス可是レ緊要ノ第一義也。1. 教官タル者ハ我誠心ヲ以テ億兆ヲ薫陶シテ信従セシムルニアリ。1. 教官タル者第一大教ノ御趣旨深ク其心ニ理念シ説諭之際意義失語無之様誠実懇篤ニ誘導シ大ニ教化ヲ宣布スルヲ以テ要トスヘキ事。　1. 飲食男女大欲之所存人ノ過失此ニ事ヨリ生ス別シテ謹慎ヲ加フヘキ事。1. 教官ハ衆庶ノ真ニ信仰依頼イタシ候様心可用。1. 巡行先ニ於テ孝子義僕節婦其他嘉徳善行

異才異能ノ者見聞ニ及ヒ候ハ，其所ノ府藩県ニ申シ通スヘシ又善事ヲ妨ケ良民ヲ病シメ姦慝暴戻其他悪行惹之者見聞候ハ……中略……百方教諭」[21] 等全 15 条にわたって構成されているものであった。こうした規制をうけて宣布活動に当る宣教使には各藩の皇学者と儒者が採用され[22]，その任務に当ったのであった。1872（明治5）年3月になると神祇省，宣教使はそれぞれ廃止されることになって，代りに教部省，教導職が設けられ，以上の任務の遂行に当ることになった。しかし教導職には神官だけでなく，僧侶も動員されることになり，更に教導職は大教院，中教院，小教院に分属され，一層広汎に，組織的に徳教活動を展開することになったのである。教部省は「道学ニ属スル在来ノ諸教導ノ事務ヲ総督セシメ神教及儒仏トモ各教正ヲ置キ生徒ヲ教育シ人民ヲ教導セシムベシ」[23] としあるいは「共和政治ノ学ヲ講シ国体ヲ蔑視シ新教ヲ主張シ民心ヲ煽動スル類間々或ハ之レアリ，後世或ハ祖宗ノ神霊ヲ誤リ認テ教法主ト看做サン事ヲ恐ル之教部省ヲ置ク所以也」[24] といった理由で設置されたものである。そしてこの設置と共に徳教活動の新しい大綱が設けられ，ますます活動に力を入れたのであった。その大綱は「三条の教憲」と呼ばれるものであった。「教憲」は「第一条：敬神愛国ノ旨ヲ体スベキコト　第二条：天理人道ヲ明ニスヘキコト　第三条：皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムコト」[25] 等の内容のもので，徳教活動の基本にするということで，教導職に与えられたものであった。この「教憲」については数多くの注釈書が出されたのであったが，とりわけ注目され，それらの代表とされたのは「三条演義」（田中頼庸　1873年　明治6年）であったといわれる[26]。これは「皇国の教は直に天国より伝わり，来し法にして，天皇の歴世無窮に変わることなく，動くことなく，今の現に行はれ，物知らぬ山樵賤女さへも幾世かけて神を頼む心の見はれるは，謂はゆる不信の教」と主張しているが[27]，その内容では「教憲」を皇統一系の国体を明弁せしむべきものとして解説しているのである。この他「教憲」については「三条演義翼」（松野真維）「三条要論」（鴻春倪）「三条大意」（矢野玄道）「三条叢説」（瑕岳完興）等多くの注釈書，解説書が出されている程であった[28]。

教化活動の一層の充実強化のために教導職養成のために大教院を作ったのであったが，この大教院は教化活動のスローガンとして 17 兼題を制定，同時に教部省においても同様趣旨の下に 11 兼題を制定して徳教の徳目を明らかにしたのである。これら 17 兼題，11 兼題（併せて 28 兼題とも言われる）は「大教宣布」講説の中心にすると同時に教導職の思想と修養の準則になるものでもあったのである。

17 兼 題

皇国国体	皇政一新	道不可変	制可随時	人異禽獣	不可不教
不可不学	外国交際	権利義務	役心役形	政体各種	文明開化
律法沿革	国治民法	富国強兵	租税賦役	産物制物	

11 兼 題

神徳皇恩	人魂不死	天神造化	顕幽分界	愛　国	神　祭
鎮　魂	君　臣	父　子	夫　婦	大　祓[29]	

こうした内容から，中心が皇道主義的神道に置かれていることが明瞭であるが，文明開化，権利義務等の欧化主義的な題目も入っており，その他儒教主義的視点も入るというように，一見奇異な感を与えるのではあるが，1872（明治5）年以降欧化主義教育の展開と併せて考えれば，皇道主義的神道も当時支配的になりつつある欧化主義との融合を何とかはかりながらも，尊皇主義的儒教主義の観点からの国民統合をはかろうとする苦肉の策でもあった。しかしこれは，これを，明治絶対主義国家の政策としてみれば，一つの基本線から出された文化政策のいわば楯の両面であった[30] と

いうべき性格のものであったろう。この17兼題，11兼題は「三条の教憲」と同様に多数の解説書，註釈書が刊行され，教化活動に参与したものであった。

教化活動は具体的には各地の教導職や中央から派遣されていく巡回教導職を通して行なわれたものであるが，教部省は府県への「達」(1872年：明治5年：6月9日)で「今般教導職設置候ニ付テハ兼テ被仰出候3条ノ大旨ヲ体認シ管轄内社寺ニ於テ追々説教可執行候条其管内老若男女……」[31) と指示し，上記理念の普遍化に専心努力していたのであった。しかも教化活動の組織の一環として，全国の神社を 神官――官弊社――国弊社――府県神社――郷社――村社――無格社 の7段階に中央集権的に体系化し，その宣教機関としていたのであった[32)]。

以上の「大教宣布」以降に見られた徳教活動はきわめて組織的系列的なものであって，維新後の政府が開明的政策をとり入れながらも国民的統合と，その権威づけのために皇道主義的イデオロギーの動員をはかったかがわかるのである。しかもそれが復古神道家のみならず儒者をも組織化しての活動であったのである。

(3)

1872(明治5)年以降の洋学主義―文明開化―の進展の下で1873(明治6)年頃をさかいにして教化活動はおとろえはじめ，1877(明治10)年1月教部省の廃止と共に活動は挫折することになったのであった。しかしこの教化活動に見られた尊皇主義イデオロギーは消滅したのではなかった。むしろ明治10年代を通して論争されたいわゆる徳育論争と修身教育の中で，次第に，今度は組織的公教育のなかで，現実化されていくのである。特に明治10年代を通しての支配的教育イデオログーとなっていった西村茂樹，元田永孚や，そして内藤耻叟などの教育思想は，上記民衆教化思想の思想的系譜であるといってよいだろう。西村は文部省高官として，具体的な学校教育の指導に当り，1880(明治13年)文部省編集局長として，同年の教科書施策[33)]にタッチし，また「小学修身書」(明治13年)「修身児訓」(同)「小学修身書」(同16年)「小学作法書」(同年)「婦女鑑」(明治20年)等尊皇主義的儒教モラルを基底にした，明治10年代の代表的「修身書」を公にしたのであった。彼は自己の尊皇主義的儒教主義を，国家主義との融合において，まとめて公にしたのは「日本道徳論」(明治20年)であるが，彼の思想の上で重要なのは，1876年「東京修身学舎」(後に「日本弘道会」，明治35年西村が没するまで続けられた)を起し，道徳的実践活動を展開したことである。その教化のスローガンは，かの17兼題，11兼題に類似しているのである。そのスローガンは，

(1)忠孝を重んずべし。神明を敬ふべし。
(2)皇室を尊ふべし。本国を大切にすべし。
(3)国法を守るべし。国益を守るべし。
(4)学問を励むべし。身体を強健にすべし。
(5)家業を励むべし。節倹を守るべし。
(6)家内和睦すべし。同郷相助くべし。
(7)信義を守るべし。慈善を行ふべし。
(8)人の害を為すべからず。非道の財を貪るべからず。
(9)酒色に溺るべからず。悪しき風習に染まるべからず。
(10)宗教を信ずるは自由なりと雖も本国の害となるべき宗教は信ずべからず。

等におかれている[34)]のであるが，これは先の17兼題，11兼題の重要の徳目である。「皇国国体」，「愛国」，「君臣父子」，「租税賦役」，「神徳」，「皇恩」といったそれぞれのモラルの類似性，あるい

は「大教宣布」の布教活動に重要な任務を与えられていた「宣教使心得」に酷似しているのである。こうした点，西村の徳教思想の核心が，道徳的実践活動のスローガンにあると考えられるのであるが，それは明治初年代の教化活動を支えた思想に共通な基盤があったといってよいだろう。さらに元田の「国教論」や，「幼学綱要」（明治15年）の思想も同様なことがいえるのである。そして内藤の「国体発揮」（明治22年）に至っては，国体宣揚の思想を正面に据えた皇道主義的なもので，明治初年代教化思想をてこ入れした性格のものであった。

（注）

1）「近代日本政治構造の研究」石田　雄　P. 13
2）「天皇制イデオロギーと民衆意識」色川大吉「歴史学研究」No. 341　P. 4
3）「明治以降教育制度発達史」第一巻　教育史編纂会　P. 249　以下「発達史　第一」とする
4）「文部省職員章程」（法規分類大全　文部省所収）
5）「発達史　第一」P. 250
6）「明治の教育」仲新　P. 81
7）「明治維新」遠山茂樹　P. 64
8）「幕末明治維新における国学の思想史的思義」松島栄一（「近代思想の形成」）
9）「明治初期教育思想の研究」稲富栄次郎　P. 4
10）「学舎制」は我国の大学法令の基礎になったものといわれ，上代の大学案に基づいて作られたもので，そのカリキュラムは　本教学＝神典，皇籍，雑誌，地誌，経伝　経世学＝礼儀，律令，兵制，貨殖，方伎学＝天文，医術，卜筮，音楽，律歴，算数，外蕃学＝漢士，魯国，英国，仏国，阿蘭，天竺，三韓琉球ヲ兼ネ，（「発達史　第一」PP. 89～92）
11）「発達史第一」P. 95
12）「幕末明治維新における国学の思想史的意義」松島栄一（「近代思想の形成」P. 175）
13）「発達史　第一」PP. 101～102
14）「発達史　第一」P. 102
15）「発達史　第一」P. 127
16）「発達史　第一」P. 116
17）「発達史　第一」P. 117
18）同 17）
19）「発達史　第一」P. 137
20）「発達史　第一」PP. 196～197
21）「発達史　第一」PP. 156～157
22）「明治文化全集」宗教篇　解題
23）「教部省設置についての左院建議」明治４年12月22日
24）同 23）
25）「社寺取調類纂」「発達史　第一」P. 183
26）同 22）
27）「三条演義」田中頼庸　序
28）同 22）
29）「発達史　第一」P. 184
30）「文明開化」大久保利謙　（日本歴史　岩波講座　近代２　P. 278）
31）「教部省布達全書」
32）「教派神道」村上重良　（日本歴史　岩波講座　近代２　P. 303）

33) 「明治13年3月に文部省に編集局を設置，同年12月文部省「達」第21号で教科書についての措置が明らかにされ，結果，自由主義的なもの，法律政治関係，生理関係のものに対する規制措置がとられ，四十数冊が，使用禁止あるいは規制がなされたのであった。

34) 「日本弘道会要領甲号十ケ条」日本弘道会編 (「泊翁西村茂樹伝」上，PP. 765～766